

慰安婦問題に関する一連の閣議決定について<報道資料>

2013.5.24

衆議院議員辻元清美 tel. 03-3508-7055 fax. 03-3508-3855

●予算委員会における辻元清美の慰安婦問題についての質疑に係る安倍首相の答弁に対する質問主意書

問>四 安倍総理は現時点で、1993年8月4日の内閣官房長官談話（いわゆる「河野談話」）を継承しているか。今後も「河野談話」を継承するか。

答>一、二の7から9まで、三及び四について 先の答弁書（=辻元清美が出した質問主意書に対する平成19年3月16日の答弁書）三の2についてでお答えした政府の基本的立場と同じである。

8-9P

→政府の基本的立場は、官房長官談話を継承している

●「侵略の定義」など安倍首相の歴史認識に関する質問主意書

問>二-4 「河野官房長官談話」では「いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる」とあるが、安倍首相は同じ姿勢か。

答>二について お尋ねについては、先の答弁書（=辻元清美が出した質問主意書に対する平成18年10月10日の答弁書）五及び七の2についてでお答えしたとおりである。

10-11P

→いわゆる従軍慰安婦の問題についての政府の基本的立場は、平成5年8月4日の内閣官房長官談話を受け継いでいる

●「極東国際軍事裁判」及び「旧オランダ領東インドにおけるオランダ人女性に対する強制売春」についての安倍首相の認識に関する質問主意書

問>二 （軍・官憲による暴力的拉致のケースが数多く記録されているオランダ政府の公文書について）河野官房長官談話は「（慰安婦の募集については）官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。」としているが、（A）～（D）それぞれのケースはそれに相当するか。安倍首相の認識を示されたい。

答>二について お尋ねについては、先の答弁書（=辻元清美が出した質問主意書に対する平成19年4月20日の答弁書）二の1から10までについてでお答えしたとおりである。

12-13P

→オランダ出身の慰安婦を含め、慰安婦問題に関する政府の基本的立場は、平成5年8月4日の内閣官房長官談話のとおりである

その他、下記の答弁も出ている。

●軍隊の女性に対する人権侵害や性暴力に係る安倍首相の認識に関する質問主意書

問>二 日本政府は、第二次世界大戦当時、いわゆる「慰安婦」を置くような慰安所制度に相当する制度をもっていた国を把握しているのか。あるとすれば、それはどこか。

答>二及び三について お尋ねの国については、政府として把握していない。

14P

●「侵略の定義」など安倍首相の歴史認識に関する質問主意書

問>日中戦争、満州建国、太平洋戦争、真珠湾攻撃 は、安倍首相自身は侵略行為だったという認識か。

答>一の6から10までについて 国際法上の定義については様々な議論が行われており、お尋ねについては確立された定義を含めお答えすることは困難である。

10P

【未定稿】

という考え方もあり得るんじゃないかと思うんです
が、これに対する安倍総理の認識をお伺いしたい
と思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）既に千鳥ヶ淵と
いう施設もあるわけでございます。そして、言わ
ばなぜ靖国神社が中心的な施設になつてゐるかと
いえば、多くのほとんどの遺族の方々が言わば靖
国に参ればこれは魂が触れ合うことができるかも
しれないと思うからであります。言わば、幾ら國
が立派な施設を造つたとしても、そこに行つても
まさにそうしたものが感じられないのであれば、
誰もそこには行かないということに私はなるので
はないかと、こう思うわけでございまして、これ
は合理的に造るかどうかという判断なんだらうと、
こう思うわけでございます。

つまり、言わば靖国が問題になつてゐるから、
あるいは何となく靖国神社みたいなものではなく
て別のものを造ろうとという判断で造るということ
であればそれは間違いなんだろうと私は思うわけ
でございまして、そこをよく深く考えていく必要
があるのでないのかなど、このように思うところ
でございます。

○小野次郎君 私は、政治家が参拝するたびに私
的か個人としてかかるいは公的かという議論が
延々と続くのであれば、堂々と公式に参拝し、ま
た外国の方にも公式行事の中でお参りいただける

ような追悼施設を考えた方がいいんじゃないかな
と私は思つておりますが、まあ意見が違うので、
次へ進ませていただきますが。

次に、村山談話 我が国による戦前の植民地支
配と侵略を認めた村山談話と従軍慰安婦の問題に
関する河野談話の見直し、総理としてこれに取り
組む意思を持つておられますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）先ほど村山談話
についてはお話をさせていただきました。村山談
話につきましては、まさに戦後五十年を期して村
山内閣において出した談話でござります。日本は
過去、多くの国々の人々、特にアジアの国々の
方々に對して多くの被害を与えたことに対する思
い、この思いの下に戦後の日本の歩みがあるわけ
でございまして、この基本的な考え方について私
は過去の内閣、姿勢と変わらないわけでございま
す。

そこで、六十年には、これは小泉委員もかかわ
られたかもしませんが、小泉総理が六十年を期
して談話を出した。また七十年を迎えるわけであ
りますから、その七十年にはまさに新しい時代に
ふさわしいものも考えていくべきではないかと、
こういうふうに私は考えていくところでございま
す。

また、河野談話につきましては、これは官房長
官の談話でございますので、官房長官がお答えを

するのが適当であるうと、このように考へてゐる
ところでござります。

○小野次郎君 しかし、総理が自ら見直しに言及
しているんですよ、河野談話。それから、村山談
話についても、つい二週間前、答弁の中でその内
容は曖昧だとか不正確だとか指摘しているんです
よ、一国の総理が。だから、見直しの決意を、放
棄されているのであれば、端的に國の内外に対し
てその旨は証明した方がいいんじゃないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）証明ではなくて
説明ですね。説明については、ずっと従来から私
は答弁をしているとおりでございまして、そして、
村山談話につきましては、まさにこれは今申し上
げたとおりであります。これは従来から何回も
何回も申し上げているとおりでございまして、言
わばもうじき七十年を迎えるわけでありますから、
その段階で安倍政権として、安倍政権が続いてい
ればということでございますが、安倍政権として
是非そのときにまた未来に向かつて談話を発表し
たいと、こう考へてゐるところでござります。

そして、河野談話につきましては、まさに、こ
れは繰り返し私は既に述べているわけでございま
すが、慰安婦の方々が大変つらい思いをされた、
筆舌に尽くし難い思いをされたということに対し
ましては、心から同情をするわけでござります。
その上において、第一次安倍政権においては閣

【未定稿】

議決定をしているものもあるわけでございます。そうしたものを感じ理解をしていただくかということを含めて、これは官房長官の下で今検討をしているということになるわけですがございまして、いざれにせよ、歴史認識の問題については政治問題あるいは外交問題にするべきではないと、こう考えているところでございます。

○小野次郎君 実は私もこの村山談話を、毎年八月十五日の戦没者慰靈祭の際に、内閣総理大臣の式辞という原稿を起案するときに村山談話をやっぱり参照しながら作るんですね。やっぱり、その村山談話作成に関与していない私としては毎年毎年うんざりするわけですよ。これをまた繰り返さなきやいけないのかと。それはやっぱり誰も思っているですが、しかし官房副長官としてお気付きになつたと思います。ちょっととつて変わっていきますよね、あれ、式辞。それはやっぱり、軍人としてか官僚としてか、あるいは社会人として戦争に参加というが、そのときに大人でいた方が総理大臣をやつている時代と、それから子供のころに戦争を見たよという方と、また安倍総理のように、完全にアプレゲール、戦後に生まれたという方と……(発言する者あり) そうですね、失礼、そういう悪い意味じやないんですけど、戦後に生まれたという方、話の中でしか戦争を知らない世代になつてくれば、おのずから、同じような、国の代表と

しての意思を示すにしても表現や何かは変わつてくるだらうと思つて私は変更しました。

しかし、あるところまで行つて、それは限界が

あるということに気が付いたんですね。何かといふと、やはり歴史認識なんぢやなくて、過去においてきちつとしたある形のものをつくつたものを、後になつてそれを、何というんですかね、なかつたことに対するということはできないので、もう歴史認識もそれが歴史になつているということだと私は思いました。

ちょうど、この間イチゴのショートケーキの話をしましたが、フランスのケーキでミルフィーユ

つてありますね、重ねて、層のように重なつていお菓子ですけれども、歴史もそういうものじやないかなと私思つんですね。だから、この一枚だけ気に入らないから抜こうといつても、その上にいろんなものが重なつて今の現実の社会になつてきているんだから、それは一般的の政府にいない人

があれはおかしいといつまでもおっしゃるのは自由だと思いますけれども、今まさに全ての日本の憲法九十六条も含めて擁護しているということです、三つ目には不变の状態に保つ、つまりメインテインという意味だと書いてある。総理、本当にこれ、尊重擁護されていますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は、ですから、憲法九十六条も含めて擁護しているということです、三つ目には不变の状態に保つ、つまりメインテインという意味だと書いてある。総理、本当にこれ、尊重擁護されていますか。

○小野次郎君 僕が聞いているのは、総理にとつて、現行憲法自体が脱却すべき戦後レジームの一つと認識しているんぢやないんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、憲法を、私は、憲法違反はしないのは当たり前のことであつて、憲法を守らなければならない。まさにこれは尊重し、擁護しているわけでございます。しかし、憲法には改正条項があるわけでありますから、この改正条項にのつとつて時代にそぐわない

それでは、次に憲法改正の話を伺いますが、総理、憲法擁護義務、内閣総理大臣負っていますが、これについての認識をお伺いします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当然、私は内閣総理大臣でございますから、憲法を尊重擁護する義務があると、このように思つております。

【未定稿】

平成25年5月15日 予算

お答えをするのが適切であるというのが政権としての考え方、立場でございます。

○大河原雅子君 総理談話 官房長官談話で分けた總理お答えになるんですが、安倍内閣、安倍政権として閣内は一つの意見にまとまるというふうに思つております。今、お答えは別々だったんですけど、村山談話、河野談話、共に継承していくというのが安倍政権の統一見解ということによろしいでしようか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは、累次お答えをさせていただいておりますように、村山談話につきましては、我が国はかつて多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた、その認識においては安倍内閣としても同じであり、これまでの歴代内閣の立場を引き継ぐ考え方であります。いわゆる村山談話は戦後五十年を機に出されたものであり、また、戦後六十年に当たっては当時の小泉内閣が談話を出してゐるわけでございまして、当然、累次に出された談話についてはその時々の内閣が出された談話でございまして、これまでの歴代の内閣を安倍内閣としても引き継ぐ立場でございます。

そして、その上において、かかるべき時期に二十一世紀にふさわしい未来志向の談話を発表したいと考えているわけでございますが、そのタイミングと中身につきましては今後十分に考えていく

立場でございます。

そして、河野談話につきましては、いわゆる慰安婦問題につきましては筆舌に尽くし難いつらい

思いをされた方々のことを思い、非常に心が痛むわけでございます。この点についての思いは私も歴代の總理と変わりはないわけでございまして、いずれにせよ、私としてはこの問題を政治問題、外交問題化させるべきではないと考えております。

このいわゆる河野談話は、当時の官房長官、河野官房長官によって表明されたものであり、この点については總理である私がから申し上げるのではなくて官房長官からお話をさせていただきたいと、このように思うところでございます。

○大河原雅子君

總理にお答えいただきましたの

おりでございます。

○大河原雅子君 なかなかこれまでの御発言もあるので、今のことでのみなんすつきりというふうにはなかなか実はならないです。それでも、やはり国際的な評価というものはされてしまうわけなので、その意味では、極力、今日の答弁あるいはこれから先の答弁も変わっていくんじゃないかなと私は期待をさせていただきます。

ところで、これは昨日来、非常に安倍政権についても有り難迷惑というか、変な援護射撃になつて、私は、やはりお一人お一人の政治家の信念といふものはあるかと思いますが、今の總理の答弁がそれをきちんとカバーをしていく、そのように理解してよろしいでしようか。

そして、高市政調会長も村山談話の侵略といふ部分についてはしつくりこないというふうにおつづいていますが、總理、このことはどのように感想

そしてまた与党自民党の中でもどのように扱われているのか、教えていただきたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） もちろん私は今内閣総理大臣としてお答えをしておりますから、これは安倍内閣の考え方を申し上げているわけでございます。

高市政調会長の発言について、私もつまびらかには承知はしていないわけでございますが、いずれにせよ、内閣としての考え方を今申し上げたところでございます。

○大河原雅子君 なかなかこれまでの御発言もあるので、今のことでのみなんすつきりというふうにはなかなか実はならないです。それでも、やはり国際的な評価というものはされてしまうわけなので、その意味では、極力、今日の答弁あるいはこれから先の答弁も変わっていくんじゃないかなと私は期待をさせていただきます。

ところで、これは昨日来、非常に安倍政権についても有り難迷惑というか、変な援護射撃になつて、私は、やはりお一人お一人の政治家の信念といふものはあるかと思いますが、今の總理の答弁では協調されると聞いております日本維新の会の代表の橋下共同代表、非常に物議を醸す発言をされております。

従軍慰安婦は必要だとか、あるいは米軍に対しても風俗業の活用を図つたらどうかというふうに言つていていますが、總理、このことはどのように感想

【未定稿】

平成25年5月15日 予算

○福島みずほ君 四月二十三日、侵略の定義は定まっていないと答弁しています。第二次世界大戦において日本が行つたのは侵略戦争ですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほど来答弁をしておりますように、安倍政権の立場においては、我が国はかつて多くの国々、とりわけアジア諸国人々に対し多大の損害と苦痛を与えた、その認識においては安倍内閣としても同じであり、これまでの歴代内閣の立場を引き継ぐ考え方でござります。

○福島みずほ君 侵略と植民地支配を変えないとなぜ言えないんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これまでも累次申し上げておるわけでございますが、安倍内閣として歴代内閣の立場を引き継いでいるわけでございまして、私は安倍内閣として侵略や植民地支配を否定したことは一度もないわけでございまして、これまでの歴代内閣の立場を全体、立場を引き継いでいるということです。

○福島みずほ君 否定しないのであれば、侵略、植民地支配、この文言、この考え方は残るということでおろしいんですね。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今答弁したこと全てでございまして、いずれにせよ、歴史については、これは歴史家に任せるべきだということを答弁しているとおりでございます。

○福島みずほ君 重要なことだから聞いています。あの戦争は侵略戦争ですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今答弁しているのが政府としての立場でござります。

○福島みずほ君 どうして答えられないんでしょうか。侵略戦争かどうか。そして、きつちり小泉談話も村山談話も侵略、植民地支配って書いているんですよ。それを総理がなぜかおっしゃらないんで、みんながやっぱり不安になるんですよ。それはなぜなのか。侵略戦争かどうか、じゃ、それはお答えください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今答えているとおりでございまして、歴代政権の立場を引き継いでいるということです。同時に、言わば歴史認識については、これは歴史家の手に任せるべきだというのが従来から答弁しているとおりでござります。

○福島みずほ君 いや、頭が悪いから分からないんですね。侵略と植民地支配、この文言変えないかどうか、これは重要なことです。それをなぜか総理はおっしゃらないんですよ。多大な苦痛を与えたとは言う。しかし、それを言わない。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ですから、これがきちっと継承するのかどうか、文言について教えてください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これまで官房長官から答弁しているとおりでございまして、

安倍内閣としては歴代内閣の立場を引き継いでいるわけですが、同時に、同時に、歴史認識そのものについては、これは歴史家に任せるべきであるというものが安倍内閣の立場でござります。

○福島みずほ君 総理の発言はこの委員会でも随分変わっているんですね。そして、この期に及んでなぜそのことを明言しないのか。そのことがやはり非常に、これを変えるんじやないかという不安を抱かせる。なぜおっしゃらないのか。安倍総理の謎その一というふうに私は思います。

次に、河野官房長官談話について、これを踏襲されますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 官房長官談話については、これは官房長官が答弁するということになつております。

○福島みずほ君 第一次安倍内閣のとき、政府として踏襲するとおっしゃっていますよ。麻生総理も、当時総理大臣のとき踏襲するとおっしゃつています。

何で今言えないんですか。だって、衆議院選挙のときは見直すとおっしゃつていたじゃないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） この官房長官談話については、官房長官から答弁するのが適当であろうという判断でござります。

○福島みずほ君 官房長官、踏襲されますか。

【未定稿】

○国務大臣（菅義偉君） この河野談話について私が一貫して申し上げていますのは、これまでの歴史の中で多くの戦争があり、その中で女性の人権が侵害されてきた。二十一世紀こそ人権侵害のない世紀にすることが大事であって、日本としてもそのために全力を尽くしていく。さらに、慰安婦問題について、これは筆舌に尽くし難いつらい思いをされた方々の思い、非常に胸が痛む思いである。この点については、歴代内閣と同じように安倍内閣も歴代の内閣と同じであります。

さらに、安倍内閣としては、この問題を政治問題、外交問題にさせるべきじゃないというふうに考えています。前回の安倍内閣においてこの問題について閣議決定をされたという経緯も踏まえて内外の歴史学者、有識者の手により様々な問題について研究が行われている中で、この問題についても学術的観点から更なる検討が重ねられることが望ましい。このように私は答弁しています。

○福島みづほ君 今の時点では踏襲するが、その研究結果によっては見直すこともあり得るということなんでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） 今私自身が答弁をしたことに私は尽きるんだろうと思います。今は維持するが、その研究結果によつては変わるんでしようか。

では、官房長官、この河野官房長官談話、「そ
の募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、
総じて本人たちの意思に反して行われた。」、この
部分は維持されるんでしょうか。
○国務大臣（菅義偉君） 河野談話に対しての内
閣の見解は、今私が申し上げたとおりであります
○福島みずほ君 維持されるということによろし
いんですね。
○国務大臣（菅義偉君） 今申し上げたことに尽
きます。
○福島みずほ君 これ、河野官房長官談話に関し
て、今は維持するが検討するというふうにおつし
やるから、これが変わるんではないかと多くの人が
が不安に思うし、私も不安に思うわけです。どこ
かを変えてしまうんじゃないかな。
でも、例えば、インドネシア、そしてフィリピ
ン、インドネシアのオランダの捕虜のところから
女性たちを連れていく、フィリピンや東ティモー
ルやいろんなところで強制的に連れていったこと
があります。そして重要なことは、強制、どうや
つて連れて、拉致もあるだろうし、欺罔もあるだ
ろうし、人身売買もあるだろうし、そういうふう
に直接連れていった場合もあるだろう、しかし総
じて彼女たちの状況が人権侵害であった、これが
ポイントです。その部分は変えないということで
よろしいですか。

○國務大臣（菅義偉君） 私は、見直しを含め検討という内容のことを述べたことはありません。

○福島みずほ君 見直しをしないということで、改めてよろしいですね。

○國務大臣（菅義偉君） 私は、見直しを含め検討という内容のこととを述べたことはいまだにありません。

○福島みずほ君 総理、それでよろしいんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） この問題については官房長官から答弁することになります。

○福島みずほ君 とても大事なことに関して総理が答弁をされないのは残念です。村山談話に関しても、どこを維持するのか維持しないのか、はつきりおおしやらなかつたことも極めて残念です。

この大事な談話をきちつと維持するよう強く求め、私の質問を終わります。

○委員長（石井一君） 以上で福島みずほさんの質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（石井一君） 次に、水戸将史君の質問を行います。水戸君。

○水戸将史君 日本維新の会の水戸将史でござります。

この予算委員会におきましても、TPPに関しましてはいろんな形で取り上げてまいりました。今回やはりTPPのことを考えていくならば、や

- 27 -

衆議院議員辻元清美君提出予算委員会における辻元清美の慰安婦問題についての質疑に係る安倍首相の答弁に対する質問に対する答弁書

一、二の7から9まで、三及び四について

先の答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号。以下「先の答弁書」という。）三の2についてでお答えした政府の基本的立場と同じである。

一の1、2及び4から6までについて

お尋ねは、いずれもいわゆる強制連行に関連するものであるが、政府の認識は、先の答弁書一の1から3までについてでお答えしたものと同じである。

二の3について

お尋ねについては、先の答弁書を閣議決定したことと指す。

弁本文情報

[経過へ](#) | [質問本文\(HTML\)へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)

平成十九年三月十六日受領
答弁第一一〇号

内閣衆質一六六第一一〇号
平成十九年三月十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問に対する答弁書

一の 1 から 3 までについて

お尋ねは、「強制性」の定義に関連するものであるが、慰安婦問題については、政府において、平成三年十二月から平成五年八月まで関係資料の調査及び関係者からの聞き取りを行い、これらを全体として判断した結果、同月四日の内閣官房長官談話（以下「官房長官談話」という。）とのおりとなったものである。また、同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかったところである。

調査結果の詳細については、「いわゆる従軍慰安婦問題について」（平成五年八月四日内閣官房内閣外政審議室）において既に公表しているところであるが、調査に関する予算の執行に関する資料については、その保存期間が経過していることから保存されておらず、これについてお答えすることは困難である。

一の 4 について

在米国日本大使館を始めとする政府関係者から、米国議会及び行政関係者等、各方面に対し、日本政府の立場について十分説明し、米国側の理解が得られるよう最大限努力している。

他方、説明の相手方との関係もあり、それらの説明の個々の事例について明らかにすることは差し控えたい。

一の 5 について

御指摘の決議案については、米国議会で今後議論されていくものもあり、政府として、その問題点を一つ一つ取り上げて意見を述べることは差し控えたいが、全般的に、慰安婦問題に関する事実関係、特に、慰安婦問題に対する日本政府の取組に対して正しい理解がされていないと考えている。

二の 1 について

御指摘の米国的小委員長の発言の理由について推測を述べることは差し控えたい。

二の 2 について

御指摘の決議案については、米国議会で今後議論されていくものあり、これが採択された場合という仮定に立った質問にお答えすることは差し控えたい。

三の 1 について

官房長官談話は、閣議決定はされていないが、歴代の内閣が継承しているものである。

三の 2 について

政府の基本的立場は、官房長官談話を継承しているというものであり、その内容を閣議決定することは考えていない。

三の 3 について

御指摘の件については、官房長官談話においてお詫びと反省の気持ちを申し上げているとおりである。

衆議院議員辻元清美君提出「侵略の定義」など安倍首相の歴史認識に関する質問に対する答弁書

一の1から5まで及び三について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十八年十月十日内閣衆質一六五第一六号。以下「先の答弁書」という。）一から三までについてでお答えした認識及び対応と同じである。

一の6から10までについて

国際法上の侵略の定義については様々な議論が行われており、お尋ねについては確立された定義を含めお答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、先の答弁書五及び七の2についてでお答えしたとおりである。

四について

国際法上の侵略の定義については様々な議論が行われており、確立された定義があるとは承知している。

また、御指摘の「国際的な合意に相当するもの」の意味するところが必ずしも明らかではなく、国際連

答弁本文情報

[経過へ](#) | [質問本文\(HTML\)へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)

平成十八年十月十日受領

答弁第二六号

内閣衆質一六五第二六号

平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の歴史認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の歴史認識に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府としての認識については、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話等において示されておりである。

いずれにせよ、政府としては、唯一の被爆国である我が国としての体験及び戦後六十年の歩み等を踏まえ、今後も、世界の平和と繁栄に貢献していく決意であることに変わりはない。

四、七の1、八の2及び3、一〇の1から4まで、一一並びに一二について

お尋ねは、安倍晋三衆議院議員の政治家個人としての発言等に係るものであり、政府としてお答えする立場はない。

いずれにせよ、政府としての認識については、一から三までについて述べたとおりである。

五及び七の2について

いわゆる従軍慰安婦の問題についての政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話を受け継いでいる。

当該談話の趣旨は、このような問題を長く記憶にとどめ繰り返さないという決意を表明したものであるが、特に具体的な研究や教育を念頭に置いたものではない。

六について

政府としての認識については、五及び七の2について述べたとおりである。

御指摘の「手紙」については、女性のためのアジア平和国民基金が、フィリピン共和国、大韓民国及び台湾における事業を実施した際に、その時々の内閣総理大臣のいわゆる従軍慰安婦の問題に対するおわびと反省の気持ちを表すものとして、当該事業の対象者に対して渡してきたものであるが、現時点においてこの事業は既に終了していることもあり、今後、新たに「手紙」を渡すことは基本的に想定していない。

八の1について

教科書の検定については、教科用図書検定調査審議会の専門的な審議を経て、適切に行われているものと考えており、いわゆる「近隣諸国条項」については、現在、見直すことは考えていない。

八の4について

教科書の検定については、いわゆる「近隣諸国条項」を含む教科用図書検定基準等に基づき、教科用図書検定調査審議会の専門的な審議を経て、適切に行われているものと考えている。

九について

政府としては、御指摘の「決議案」が国際法上違法とされるいわゆる「内政干渉」に当たるとは考えていない。

一〇の5について

衆議院議員辻元清美君提出「極東国際軍事裁判」及び「旧オランダ領東インドにおけるオランダ人女性に対する強制売春」についての安倍首相の認識に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年四月二十一日内閣衆質一六六第一六八号。以下「前回答弁書」という。）一の1及び2についてでお答えしたとおりである。

二について

お尋ねについては、前回答弁書二の1から10までについてでお答えしたとおりである。

答弁本文情報

[経過へ](#) | [質問本文\(HTML\)へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)

平成十九年四月二十日受領
答弁第一六八号

内閣衆質一六六第一六八号
平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する再質問に対する答弁書

一の1及び2について

極東国際軍事裁判所の裁判については、御指摘のような趣旨のものも含め、法的な諸問題に関して種々の議論があることは承知しているが、いずれにせよ、我が国は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号。以下「平和条約」という。）第十一條により、同裁判を受諾しており、国と国との関係において、同裁判について異議を述べる立場はない。

二の1から10までについて

オランダ出身の慰安婦を含め、慰安婦問題に関する政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話のとおりである。

御指摘のオランダ政府の報告書の内容は承知しているが、同報告書はオランダ政府が作成したものであり、これに基づいて、お尋ねの個々の事例についてお答えすることは差し控えたい。

二の11について

お尋ねの「判決を公文書として認める」の意味が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、我が国は、平和条約第十一條により、連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾しており、国と国との関係において、同裁判について異議を述べる立場はない。

三について

慰安婦問題について平成三年十二月から平成五年八月までの間において政府が行った調査（以下「政府調査」という。）からは、お尋ねの数について推認させるに足りる資料がないため、お答えすることは困難である。

四について

我が方オランダ大使より、オランダ外相に対し、慰安婦問題に関する日本政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話を継承することであること、また、安倍総理は、元慰安婦の方々が極めて苦しい状況に置かれ、辛酸をなめられたことにつき、心から同情し、おわびする旨明確に述べていること等を説明した。

五について

政府調査では、御指摘の文書自体及び同文書について触れた書物等は確認されなかった。

[経過へ](#) | [質問本文\(HTML\)へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)

衆議院議員辻元清美君提出軍隊の女性に対する人権侵害や性暴力に係る安倍首相の認識に関する質問に対する答弁書

一、四、七及び八の2について

先の答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号。以下「先の答弁書」という。）三の2についてでお答えした政府の基本的立場と同じである。

二及び三について

お尋ねの国については、政府として把握していない。

五について

お尋ねについては、先の答弁書一の1から3までについてでお答えした認識と同じである。

六について

政府としては、「自民党の想定する「国防軍」」についてお答えする立場はない。

八の1及び九について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

橋下徹大阪市長の慰安婦を巡る発言の背景となった
安倍首相の「閣議決定」に関する発言について
＜背景説明＞

2013.5.23
民主党衆議院議員 辻元清美

日本維新の会の代表である橋下徹大阪市長の慰安婦を巡る発言が波紋を巻き起こしている。これは、安倍晋三総理の慰安婦問題についてのこれまでの認識と発言が、橋下発言を誘発したと考えられる。

河野官房長官談話について、安倍首相は、第一次安倍内閣で「強制連行を直接示すような記述はなかった」とことを初めて「閣議決定」(D)をしたとし、それを根拠に河野官房長官談話の見直しを示唆する発言(A・B)を繰り返している。また、橋下市長は、これらの安倍首相の発言を根拠に「強制連行はなかった」という趣旨の発言(C)を繰り返している。

しかし、ここで安倍首相がいう「閣議決定」は、歴代内閣の認識(E・F)と同じ認識を示したにすぎず、またすでに、1997年に橋本内閣でも同じ内容の答弁の閣議決定(G)がなされており、第一次安倍内閣であらたな事実を閣議決定したわけではない。

歴代内閣では、「強制連行を直接示すような記述は見当たらなかったが、関係資料の調査や関係者からの聞き取りなどから全体として判断し、河野官房長官談話となった」との認識が繰り返し示されている。すなわち、「強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった」ということは認めた上で、河野官房長官談話を発出したとの認識が示されてきたのであり、第一次安倍内閣での「閣議決定」もそれを踏襲したにすぎない。

したがって、「強制連行を直接示すような記述はなかった」とことを根拠に河野官房長官談話を見直すことはできない。

<安倍首相の発言>

- A) 「さきの第一次安倍内閣のときにおいて、質問主意書に対して答弁書を出しています。これは安倍内閣として閣議決定したものです。つまりそれは、強制連行を示す証拠はなかったということです。」(2013年2月7日・衆議院予算委員会)
- B) 「河野洋平官房長官談話によって、強制的に軍が家に入り込み人ざらいのように連れていって慰安婦にしたという不名誉を、日本は背負っている、安倍政権のときに強制性はなかったという閣議決定でしたが、多くの人たちちは知らない、河野談話を修正したことをもう一度確定する必要がある、孫の代までこの不名誉を背負わせるわけには

いかない。」（2012年9月15日・日本記者クラブでの討論会〔野党党首時代〕）

＜橋下市長の発言＞

C) 「河野談話は閣議決定されていませんよ。それは河野談話は、談話なんですから。だから、日本政府が、日本の内閣が正式に決定したのは、この2007年の閣議決定だった安倍内閣のときの閣議決定であって、この閣議決定は慰安婦の強制連行の事実は、直接裏付けられていないという閣議決定が日本政府の決定です。」（2012年8月24日囲み）

※安倍首相、橋下市長の発言は同種のものが多くあるため、一部を掲載。

両者の発言で、強制連行がなかったという根拠に挙げている「2007年の第一次安倍内閣での閣議決定」とは、辻元清美が提出した質問主意書に対する答弁（D）を指す。

※質問主意書とは、議員が政府に対して文書形式で質問をすること。それに対する政府の答弁は文書でなされ閣議決定して回答をする。

D) 「安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する質問主意書」（2007年3月8日辻元清美提出）への答弁（2007年3月16日）

「関係資料の調査及び関係者からの聞き取りを行い、これらを全体として判断した結果、同月四日の内閣官房長官談話のとおりとなったものである。また、同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」

安倍首相は、上記答弁の後段の部分だけを引用して、「強制連行を直接示す記述はなかった」とし、この部分を、河野官房長官談話を見直す根拠にしようとしている。

しかし、この答弁は、前段とセットになっていて、「強制連行を直接示すような記述は見当たらなかったが、関係資料の調査や関係者からの聞き取りなどから全体として判断し、河野官房長官談話となった」という内容になっている。

これは、歴代の内閣と同じ答弁（E・F）を繰り返したに過ぎない。

＜歴代の内閣の答弁＞

E) 片山虎之助委員の質問に対する平林博官房外政審議室長による政府答弁（1997年1月30日参議院予算委員会）

「政府といたしましては、二度にわたりまして調査をいたしました。一部資料、一部証言ということでございますが、先生の今御指摘の強制性の問題でございますが、政府が調査した限りの文書の中には軍や官憲による慰安婦の強制募集を直接示すような記述は見出せませんでした。ただ、総合的に判断した結果、一定の強制性があるということで先ほど御指摘のような官房長官の談話の表現になったと、そういう

ことでございます。」

F) 板垣正委員の質問に対する村岡官房長官の政府答弁（1998年4月7日総務委員会）

「第一点は、先生今御指摘になられましたように、政府が発見した資料、公的な資料の中には軍や官憲による組織的な強制連行を直接示すような記述は見出せなかつたと。第二点目は、その他のいろいろな調査、この中には、おっしゃったような韓国における元慰安婦からの証言の聴取もありますし、各種の証言集における記述もありますし、また日本の当時の関係者からの証言もございますが、そういうものをあわせまして総合的に判断した結果一定の強制性が認められた、こういう心証に基づいて官房長官談話が作成されたと、こういうことでございます。」

さらに、安倍首相は「いわばその重たい閣議決定をしたのは初めてであります」（2013年3月8日の辻元の予算委員会質問に対する答弁）と、歴代内閣で初めて、「強制連行を直接示す記述はなかつた」ことを閣議決定したと答弁している。ところが、これも虚偽答弁である。

すでに 1997 年 11 月 21 日、高市早苗議員の提出した質問主意書に同じ内容の答弁（G）が橋本内閣によって閣議決定されている。

G) 高市早苗議員の質問主意書「慰安婦」問題の教科書掲載に関する再質問主意書（1997年11月21日）に対する答弁書

「いわゆる従軍慰安婦問題に関する政府調査においては、発見された公文書等には、軍や官憲による慰安婦の強制連行を直接的に示すような記述は見られなかつた。他方、調査に当たっては、各種の証言集における記述、大韓民国における元慰安婦に対する証言聴取の結果等も参考としており、これらを総合的に判断した結果、政府調査結果の内容となつたものである」

上記のように、河野官房長官談話について、第一次安倍内閣で新しい内容の閣議決定をしたわけではない。第一次安倍内閣は、歴代の内閣と同じ答弁や閣議決定を繰り返したに過ぎないのであって、河野官房長官談話を直す根拠は存在しない。

にも関わらず、第一次安倍内閣であったかも新しい認識を示したかのような答弁を繰り返し、河野官房長官談話を直す根拠にしようとする安倍首相の姿勢は、国民をあざむこうとしていると言わざるを得ない。

また、こうした安倍首相の発言をもとに発言する橋下市長も認識不足と言える。

以上